

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①		() 円		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②				
還付法人税額等の控除額 ③				
退職年金等積立金に係る法人税額 ④				
差引計 ①+②-③+④ ⑤		円		
事務所又は事業所			分割基準及び分割課税標準額	
名称	北 九 州 市	所在地	従業者数	分割課税標準額
		門司区	人	/
		小倉北区		
		小倉南区		
		若松区		
		八幡東区		
		八幡西区		
		戸畑区		
(北九州市分小計)				
合 計				